

2026 年 10 月 30 日

日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」の一部改正について

日本銀行は、令和 8 年 10 月 29・30 日の政策委員会・金融政策決定会合において、指数連動型上場投資信託受益権の処分を円滑に進める観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」（令和 7 年 9 月 19 日決定）を別紙のとおり一部改正することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 太田・石河（03-3277-2877）

「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」 中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 売却方法

(1) 指数連動型上場投資信託受益権等の売却ペース等については、次のとおりとする。

イ、指数連動型上場投資信託受益権については、売却時期の分散に配慮しつつ、年間 ~~3,300~~8,600 億円程度（簿価ベース）のペースで売却する。

ロ、
ハ、
}

略（不変）

(2) 略（不変）

(附則)

この一部改正は、令和9年1月1日から実施する。